

第8回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和8年6月10日
場 所 行政棟 庁議室

委員の出欠状況

1 番	近藤 修	出	2 番	石原 昭彦	欠	3 番	中村 進也	出
4 番	伊藤 恵子	出	5 番	瀬木 光	出	6 番	二之湯和彦	出
7 番	小寺 俊行	出	8 番	小林 政則	出	9 番	美濃部孝司	出
10 番	中西 康弘	出	11 番	岡田 康平	出	12 番	片岡 節男	出
13 番	伊藤 清徳	出	14 番	服部 清徳	出	15 番	中村 正治	出

開 会 時 刻 午前 9 時 00 分
閉 会 時 刻 午前 9 時 25 分

1 開会の辞 事務局長(小高秀之)	それでは只今から第8回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。会長、よろしくお願いいたします。
2 会長挨拶 会長(瀬木 光)	いなべ市農業委員会総会規則第5条に基づき、私が議長を務めさせていただきます。よろしくお願いします。
3 開会の宣言 議長(瀬木 光)	只今の出席委員は14名でございます。定足数に達しておりますので、第8回いなべ市農業委員会を開会いたします。
4 議事日程 (日程第1) 議長	それでは、お手元の議事日程に沿って進めさせていただきます。日程第1、本日の議事録署名委員の指名については、いなべ市農業委員会総会規則第6条第2項の規定に基づき、会長が定めることとなっていますので、本日の議事録署名委員に、14番議席服部清徳委員と、15番議席中村正治委員のお二人を指名させていただきます。よろしくお願いします。
(日程第2) 議長	それでは、報告第12号「農地所有適格法人の要件を満たしている法人について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	日程第2 報告第12号 農地所有適格法人の要件を満たしている法人について 次の法人から農地法第6条に基づく報告があり、内容を精査したところ、同法第2条第3項各号に掲げる要件を満たしていたの

(日程第 3)		で報告する。令和 8 年 6 月 10 日提出 いなべ市農業委員会 議長 瀬木 光
	議長	管内に農地を有する農地所有適格法人は、農地法第 6 条により 毎事業年度 3 か月以内に事業状況等の報告が義務づけられていま す。農業委員会では内容を精査し、農地法第 2 条第 3 項に定める 要件を満たさなくなった場合には、必要な措置を講ずることにな っています。 今回の法人 7 団体は問題もなく、要件を満たしていると判断し たので報告します。
	中村正治委員	事務局の説明は終わりました。 これらの報告事項について質問等がありましたらお願いします。 す。
	事務局	今回の報告に四日市市の法人がありましたが、いなべ市まで通 作されているのですか。
	事務局	四日市市に事業所がありますが、北勢町西貝野にてトマトをビ ニールハウスで栽培されています。
	議長	他に質問がなければ次に進みます。
	議長	続きまして、議案第 38 号「農用地利用集積等促進計画による貸 借権等の設定にかかる意見決定について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
	事務局	日程第 3 議案第 38 号 農用地利用集積等促進計画による貸借権等の設定にかかる意見 決定について 次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年 法律第 101 号）第 18 条第 3 項の規定により、促進計画が提出さ れたので意見を求める。令和 8 年 6 月 10 日提出 いなべ市農業 委員会 瀬木 光 中間管理機構が農用地利用集積計画を定めるときは、農地中間 管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項により、農業委員会

	の意見を求めることとなっております。 通常、農地の貸し借りをする場合、農地法の許可がいりますが、農用地利用集積計画を定めるとその手続きが不要になり、期間満了になると自動的に契約が終了することになります。 議案書のとおり利用権の設定計画が提出されたのでお諮りをします。 総筆数は 52 筆、総面積は 44,060.00 m²です。 議長 議案第 38 号は農地集積を目的とし、賃貸借、使用貸借により、期間を決めた利用権の設定です。 内容について、何か質問等ありましたらお願いいたします。 特にないようですので、採決に入ります。 議案第 38 号「農用地利用集積等計画による貸借権等の設定にかかる意見決定について」について採決いたします。 本計画について、設定するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。 全委員挙手です。 よって本議案は原案どおり決定されました。
(日程第 4)	議長 続きまして、議案第 39 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。 事務局 日程第 4 議案第 39 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（委員会処分） 次のとおり、農地法第 3 条の規定による許可申請があったので議決を求める。令和 8 年 6 月 10 日提出 いなべ市農業委員長 瀬木 光 今回の 3 条所有権移転の申請は、3 件、3 筆、面積 639.00 m²です。 <13 番案件>の申請地は、大安町石樽南地内の登記地目山林、現況地目畑です。 譲受人である大安町石樽南の [] が、松阪市の []

		が所有する議案書に記載の 1 筆、99 m²を売買により譲り受ける申請です。 <14 番案件>の申請地は、大安町丹生川中地内の畑です。 譲受人である大安町丹生川中の [] が、大安町丹生川中の [] が所有する議案書に記載の 1 筆、118 m²を贈与により譲り受ける申請です。 <15 番案件>の申請地は、大安町梅戸地内の畑です。 譲受人である大安町南金井の [] が大安町梅戸の [] が所有する議案書に記載の 1 筆、422 m²を売買により譲り受ける申請です。 以上所有権 3 件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。
	議長	事務局の説明は終わりました。 何か質問はありますか。 特に無いようですので、採決を行いたいと思います。 議案第 39 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。 全委員挙手であります。 よって本申請につきましては、許可することといたします。
(日程第 5) (日程第 6)	議長	続きまして、議案第 40 号「農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」、議案第 41 号「農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」を一括して議題といたします。 事務局の説明を求めます。
	事務局	日程第 5 議案第 40 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（知事処分） 次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和 8 年 6 月 10 日提出 いなべ市農業委員長

瀬木 光

今回の申請は、2件、2筆で1,508.00㎡です。

<10番案件>の申請地は北勢町田辺地内の登記地目畑、現況地目山林です。農地区分は、2種農地です。

転用計画としては、名古屋市の[]が北勢町ニ之瀬の[]が所有する議案書に記載の1筆、1,064.00㎡を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

以前から山林として利用しているため、始末書が提出されております。

土地造成は整地のみであり、切土と盛土は無しです。周囲にはフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水はなく、雨水排水は、自然浸透にて処理します。

<11番案件>の申請地は、大安町平塚地内の田です。農地区分は、2種農地です。

転用計画としては、東京都台東区の[]が大安町平塚の[]が所有する議案書に記載の1筆、444.00㎡を隣接の山林536.00㎡と併せて980.00㎡を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみであり、切土と盛土は無しです。周囲にはフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水はなく、雨水排水は、自然浸透にて処理します。

続きまして、日程第6 議案第41号

農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権許可申請承認について（知事処分）

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和8年6月10日提出 いなべ市農業委員長

瀬木 光

今回の5条使用貸借権の申請は、1件、1筆、面積169.00㎡です。

<6番案件>の申請地は、員弁町大泉新田地内の田です。農地区分は、1種農地です。

転用計画としては、員弁町大泉新田の[]が員弁町大泉新田の[]が所有する議案書に記載の1筆、169.00㎡を資源ごみ収集用地へ転用したい旨の計画です。

	土地造成は整地のみであり、切土と盛土は無しです。 取水はなく、雨水排水は、自然浸透にて処理します。 以上 5 条所有権移転 2 件、使用貸借権設定 1 件の計 3 件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明は終わりました。 これらの案件につきまして、6 月 4 日に現地調査を行っております。現地調査委員から調査結果を報告させていただきます。
現地調査委員	議案第 40 号「農地法第 5 条の規定による農地の所有権移転許可申請について」2 件、議案第 41 号「農地法第 5 条の規定による農地の使用貸借権設定許可申請について」1 件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。
議長	ありがとうございました。 これらの議案について、何か質問はありますか。
中村正治委員	6 番案件ですが、なぜこの土地が 1 種農地なのですか。
事務局	元々、ほ場整備された農用地でしたが、以前に国道が整備されたので農用地除外した残地となっているため 1 種農地となっております。
議長	他に特に無いようですので、議案第 40 号「農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」の採決をいたします。 本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。 全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は、「なし」とすることに決定しました。 続いて、議案第 41 号「農地法第 5 条の規定による農地等の使用

	<9 番案件>の申請地は、大安町丹生川中地内の台帳地目、畑です。 願出者は北勢町新町の■■■■で、昭和 29 年から宅地に転用し、現在に至っております。 <10 番案件>の申請地は、大安町梅戸地内の台帳地目、田です。 願出者は大安町梅戸の■■■■で、平成 17 年以前から公園用地に転用し、現在に至っております。 以上 7 件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、審議のほどよろしくお願いします。 議長 事務局の説明は終わりました。 非農地証明につきましては、無断転用後 20 年以上経過した土地についての証明です。事務局において 20 年前の空中写真等を元に該当する土地について提案をさせていただいております。 何か質問はありますか。 他に特に無いようですので、議案第 42 号「非農地証明願承認について」を採決いたします。願いどおり証明することについて賛成委員の挙手を求めます。 全委員挙手であります。 よって、案件については願いどおり証明することに決定しました。
5 その他	議長 議事については、以上です。その他に入ります。 委員さんから何かありますか。 事務局から何かありますか。 次回は、7 月 3 日午前 9 時から現地調査です。 15 番中村正治委員と 1 番近藤修委員は出席をお願いします。 次回委員会は、7 月 10 日となりますのでよろしくお願いします。 会場は、本庁舎 2 階庁議室となります。

6 閉会の宣言 議長 【午前 9 時 25 分閉会】	それでは、これもちまして第 8 回いなべ市農業委員会を終了 します。 ありがとうございました。
-----------------------------------	---

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

いなべ市農業委員会
議長 瀬木 光

議事録署名者

議事録署名者